

# 重要な事項等のご説明

## ■ご契約の概要について～契約概要～

この「ご契約の概要について～契約概要～」はご契約に関し、共済の内容をご理解いただくために特に重要な事項をわかりやすく説明したものです。お申込み前に必ずご一読のうえ、内容をご確認ください。また本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細については、パンフレット内容及び「共済事業約款」を十分にご覧頂くことをあわせてお願いいたします。ご不明な点につきましてはASJ互助会事務局までお問い合わせください

### 1. 共済事業の仕組みについて

この共済事業は被共済者（補償の対象となる方）が病気やケガで入院した時に「入院共済金」病気で死亡した時に「死亡弔慰金」をお支払いする事業です。

### 2. 補償内容について

①入院共済金（入院2日目から、最長30日目を対象として1会計年度30日分が限度です。）

#### (1) 入院共済金をお支払いする場合

支払われる主な共済金については次のとおりです。詳細はパンフレット内容、「共済事業約款」等でご確認ください。

#### (A) 付添介護費用共済金

病気やケガで入院し付添介護が医師の指示により必要となった場合にお支払いします。

#### (B) 差額ベッド費用共済金

病気やケガで入院し差額ベッドの利用が必要となった場合にお支払いします。

#### (C) 入院臨時費用共済金

病気やケガで入院した場合に1入院につき1回お支払いします。

#### (D) 入院諸費用共済金

病気やケガで入院したときお支払いします。

#### (2) 入院共済金をお支払いできない場合

・新規加入の日から3ヶ月以内の入院（加入初年度のみ）  
・日帰り入院

### ②死亡弔慰金

病気が原因で死亡したときお支払いします。

### 3. 加入申込できる方・補償の対象者

この共済に加入できる方は次に記載の方々です。詳しくはASJ互助会事務局までお問い合わせください。

①社団法人日本自閉症協会正会員及び都道府県・政令指定都市の自閉症協会正会員

②全国自閉症者施設協議会に所属する施設を利用している本人又は本人の意思の代行者。

③そのほか日本国内に在住する自閉症児・者本人または本人

の意思の代行者

補償の対象者は被共済者本人です。

### 4. 共済掛金について

共済掛金はAIU普通傷害保険料とセットで年間15,600円です。（共済事業掛金6,650円+AIU普通傷害保険料8,950円）

### 5. 共済期間について

この共済契約の共済期間は1年間です。

ただし、1年未満の契約（途中加入）もあります。

### 6. 掛金の払込に関する事項（掛金払込方法）について

掛金の払込は現金または口座振替で払込むものとします。

### 7. 満期返戻金・配当金・解約返戻金の有無及びそれに関する事項

この共済には満期返戻金・契約者配当金・解約返戻金はありません。

また契約を解約される場合はASJ互助会事務局へご連絡ください。

## ■ご契約の際にご注意いただきたい事項～注意喚起情報～

この「ご契約の際にご注意いただきたい事項～注意喚起情報～」はご契約の内容等に関する重要な事項につき、特にご注意いただきたい事項を記載しております。ご契約時に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえお申し込みいただきますようお願い申し上げます。ご契約後も大切に保管ください。また本書面は契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては別途「共済事業約款」などを十分にご覧いただくことをあわせてお願いいたします。ご不明な点につきましてはASJ互助会事務局までお問い合わせください。

### 1. クーリングオフについて

この共済は保障期間が1年以下なのでクーリングオフ（契約申込の撤回）はできません。

### 2. 告知義務・通知義務について

(1) ご契約者や被共済者には契約上重要な事項について、正しく告知いただく義務（告知）があります。

①ご契約の申込にあたっては、現在の健康状況、過去の傷病歴、身体の障害状況、他の傷害保険契約の有無等について書面でおたずねし、これらの内容に基づいてご契約をお引受けできるかどうかを決めさせていただいております。

②他のご契約者との公平を保つため、健康状態や告知内容によってはご契約をお断りすることがあります。

③死亡弔慰金は原則として法定相続人にお支払いいたします。

(2) お申込や保険契約締結の際に告知していただいた内容が事実と違った場合には共済金をお支払いできないことがあります。

また、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知されたりすると「告知義務違反」として契約が解除されることがあります。

(3) ご契約後に次の変更が生じたときはASJ互助会事務局にご通知ください。ご通知がないと変更後に生じた疾病・ケガに対して共済金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

① 加入時の所属が変わる場合

② 共済契約者の姓名、ご住所が変わる場合

③ 被共済者の姓名が変わる場合

### 3. 責任開始日について

(1) 共済責任は共済期間の初日の午前0時に開始します。

(2) 掛金は掛金の口座振替に関する特約などの所定の特約を付帯した場合を除き、ご契約と同時に支払うことができます。

4. 共済金をお支払い出来ない場合のうち主なものについて  
共済金をお支払い出来ない場合については「共済事業約款」などをご覧ください。

### 5. 解約と解約返戻金について

ご契約後、共済契約を解約される場合には、ASJ互助会事務局までご連絡ください。

なお、解約返戻金はありません。

### 6. 財産の状況の変化により共済金等の削減について

当共済事業の経営が破綻した場合、入院共済金、死亡弔慰金の支払いが一定期間凍結されたり金額が削減されることがあります。また「契約者保護機構」には加入していないので資金援助措置がないこと、保険契約移転の際の補償対象契約ではないことにご留意ください。

### 7. 個人情報の取扱について

当共済事業は皆様の大事な個人情報を以下のとおり取扱いいたします。

(1) 個人情報の利用目的

個人情報を次の目的のために利用します。これらの目的の他に利用することはありません。

①各種共済契約のお引受け、ご継続・維持管理・共済金等の

お支払い

②関連会社・提携会社を含む各種商品やサービスのご案内・提供・ご契約の維持管理

③当共済事業の業務に関する情報提供・運営管理・商品・サービスの充実

(2) 収集する個人情報の種類と収集方法

当共済事業は申込書、異動・変更事項依頼書およびその他関係書類の受領等の方法により、ご本人の住所、氏名、性別、電話番号、健康状態等共済契約の締結、維持管理、商品のご案内ならびに諸サービスの提供に必要な個人情報を収集します。

(3) 個人情報の提供

当共済事業は次の場合を除いて、ご本人の情報を外部に提供することはありません。

①あらかじめご本人が同意されている場合

②利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部に委託する場合

③ご本人または公共の利益のために必要であると考えられる場合

④共済制度の健全な運営に必要であると考えられる場合

⑤その他法令に根拠がある場合

●個人情報の取扱に関する問い合わせ先

ASJ互助会事務局まで

## ■その他の事項

### 1. お申込みの際にご注意いただくこと

(1) 申込書に「ご記入・ご捺印」または「ご署名」をなされる前に下記事項をぜひ確認してください。

(2) お申込や共済契約締結の際に告知いただいた内容が事実と違った場合以外にも、ご契約の際の事実があった場合には共済契約は無効となります。

①共済契約に関し共済契約者、被共済者（共済の対象となる方）または共済金を受け取るべき方（代理人を含みます）に詐欺（未遂を含みます）の行為があった場合

②共済契約者・被共済者または共済金を受け取るべき方がすでに事故またはその原因が発生していたことを知っていた場合

(3) 掛金はご契約と同時に振込みください。

共済契約では掛金を領収してはじめて共済金支払の責任を負うこととなりますので、掛金の口座振替に関する特約など所定の特約を付帯した場合を除き、掛金は必ずご契約と同時に払い込みくださいますようお願いいたします。

### 2. 加入証書等について

加入証書は共済契約の内容を記載している重要な書類です。

加入証書の表示内容をご確認のうえ大切に保管ください。万一内容が異なっている点などがありましたら、ASJ互助会事務局までお問い合わせください。

### 3. 病気・事故が起きた場合（共済金請求について）

病気や事故が起きた場合にはASJ互助会事務局までご連絡いただき、その後の処理についてご相談ください。正当な理由なくご通知がない場合には共済金の支払いが出来ない場合があります。